令和5年1月30日

 外
 務
 省

 財
 務
 省

 経済産業省

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1989号及び第2253号等に基づき、同理事会制裁委員会(以下「制裁委員会」という。)により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が1団体を追加指定したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を講じることとした。

1. 措置の内容

外務省告示(1月28日告示)によりタリバーン関係者等として指定される者に対し、外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を1月28日から実施。

(i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

2. 上記資産凍結等の措置の対象者

別添参照

(注)上記1団体については、我が国では国際連合安全保障理事会決議第1373号に基づき令和元年11月12日に独自に指定済みであり、今回、我が国として実質的に新たに追加指定する団体ではない。引き続き、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計517個人・団体である。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全·治安対策協力室 財務省国際局調査課外国為替室 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

Tel 03-5501-8000 内線 3307

Tel 03-3581-4111 内線 2866

Tel 03-3501-1511 内線 3241

〇追加されるタリバーン関係者等

795. Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA, ISIL-South East Asia)

(original script:na)

(a.k.a.: (a)Islamic State East Asia Division (b)Dawlatul Islamiyah Waliyatul Mashriq)

称号:不明

所在地:不明

国連制裁委員会による指定日:2023年1月27日

その他の情報: Formed in June 2016 upon announcement by now-deceased Isnilon Hapilon (477. に指定した個人). Associated with Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (453. に指定した団体). INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link: www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities.